

令和4年度 事業所健康づくり調査報告書



健康長寿しまねマスコットキャラクター
まめなくん

令和5年1月

島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会

令和4年度 事業所健康づくり調査について

I 調査の概要

1. 目的

本県では、健康長寿日本一を目指し「第一次健康長寿しまね推進計画」を平成11年度に定め、平成25年3月には、第一次計画を踏まえた第二次計画として平成25年から平成34年度までの10年間の目標を定め取組を推進している。

この度、「第二次健康長寿しまね推進計画」の最終年に向けて、事業所における「健診（検診）」「心の健康づくり」「たばこ対策」などの健康づくりの状況を把握し、今後の地域と職域の連携した健康づくり対策を進めるための基礎資料とする。

2. 実施主体

島根県、島根労働局、島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会

3. 調査対象

事業所規模別に無作為抽出した県内に所在する事業所 計2,705事業所
(参考：県内事業所数計 約18,057事業所)

4. 調査時期

令和4年6月～令和4年7月

5. 調査方法

◆配布方法

県および労働局から、対象事業所あて依頼・調査票を送付（配布）する

◆回答方法

1) 書面による回答

持参、郵送、FAXのいずれかで回答（回答票は県HPからもDL可）

2) 電子による回答

インターネットを利用し、しまね電子サービスにより回答

※本調査は平成28年度に実施した事業所健康づくり調査と調査方法が異なるため、比較することができない。

6. 調査内容

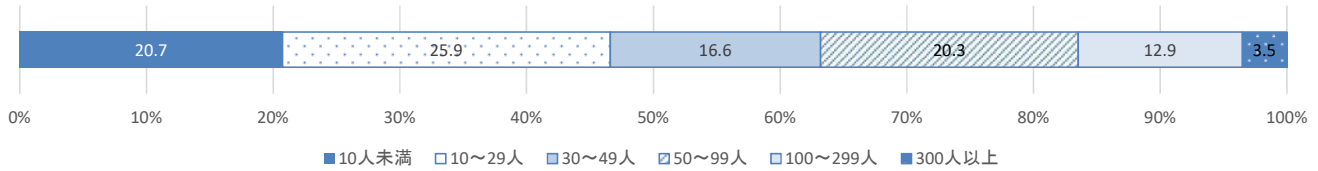
- ①基本情報 ②各種健診（検診）の実施 ③メンタルヘルス対策 ④過重労働対策
⑤たばこ対策 ⑥高年齢労働者への取組 ⑦治療と仕事の両立支援

7. 調査結果

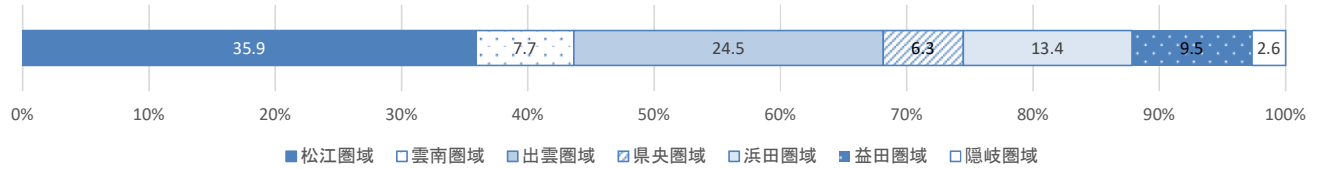
- 1) 回答事業所数 1,474事業所（回収率 54.5%）

2) 回答事業所の内訳

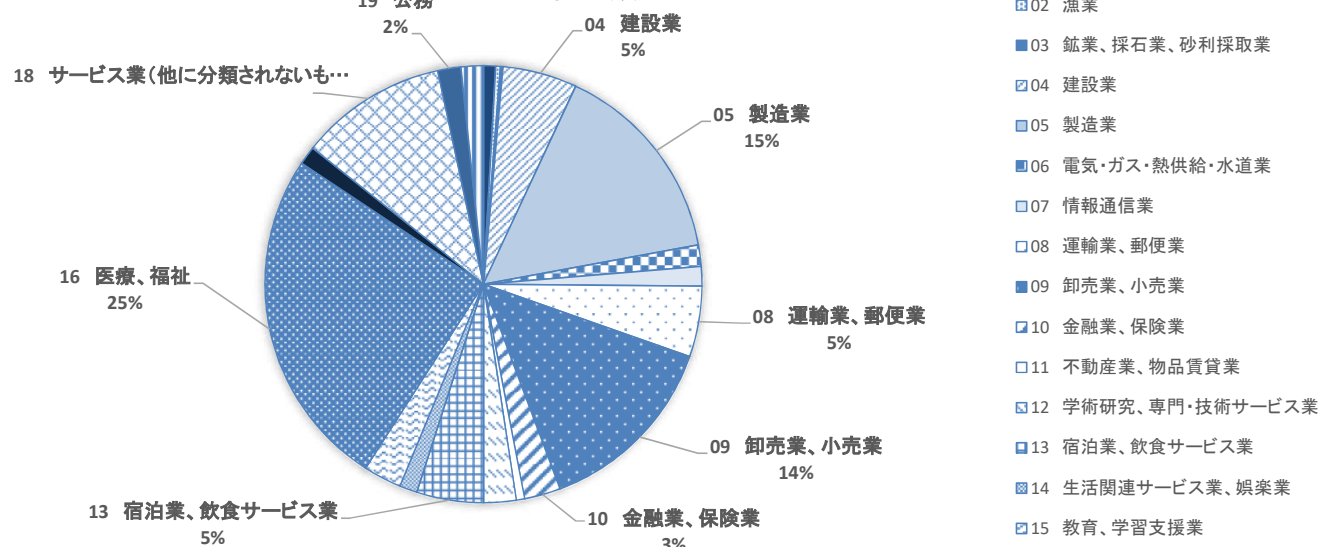
事業所規模別 回答割合



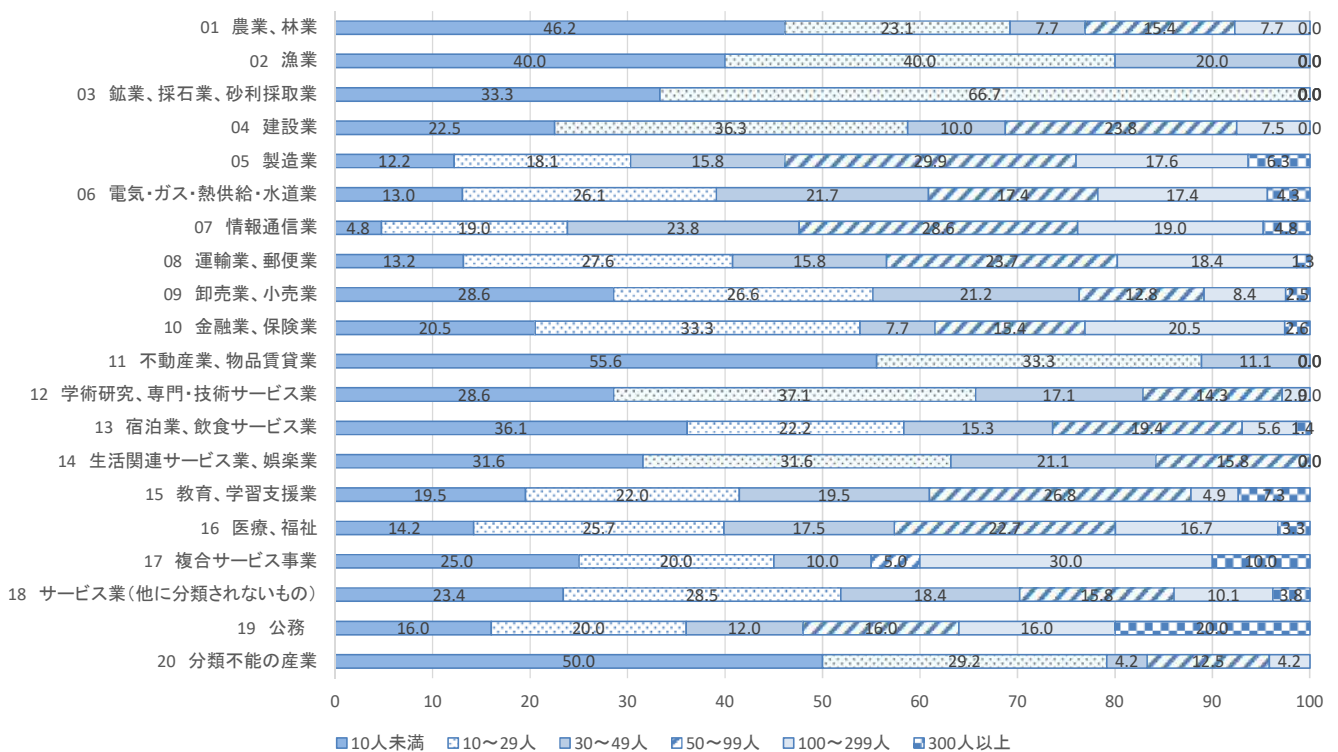
圏域別 回答割合



業種分類別 回答割合



業種分類別 事業所規模別 回答事業所割合



3) 結果の概要と考察

基本情報

【健康管理者の配置】

- ◇規模が大きい事業所ほど、健康管理担当者が決まっている事業所が多い傾向にあった。衛生管理者の配置が義務化されていない50人未満の事業所でも健康管理者の配置はあったが、10人未満の事業所では約4割であった。

【従業員の健康や生活習慣で気になること】

- ◇事業所全体では、「健診結果で有所見者が多い」が最も多く、規模が大きい事業所ほどその割合が高くなる傾向であった。また、事業所全体で次に多かった「特に気にならない」という回答は、小さい事業所ほど多く、10人未満の事業所では51.2%であった。
- ◇「喫煙者が多い」という回答は、全ての事業所で約1割～2割であり、事業所が共通して気になっている内容と考えられる。また、規模が大きい事業所ほど徐々に増加していた。

各種健診(検診)の実施

- ◇一般健康診断は、事業所全体で93.3%が実施しており、そのうち97.4%が全員に結果を通知していた。また、精密検査対象者の受診勧奨を実施している事業所は全体で80.7%であり、対象者全員の精密検査結果を把握している事業所は、全体で38.2%であった。
- ◇がん検診の実施率は胃がん検診が最も高く、66.2%の事業所で実施していた。また、がん検診を実施していない理由については、「特に理由はない」が最も高く、31.7%であった。次いで「がん検診は法律で義務付けられていないため」が25.3%であった。
- ◇歯科健診を実施した事業所は全体で14.1%であり、事業所規模に関わらず未実施の事業所が多かった。
- ◇肝炎健診を実施した事業所は、300人以上の事業所においては約6割であったが、300人未満の事業所では約3割～4割であった。
- ◇短時間労働者に対して、一般定期健康診断・がん検診ともに実施した事業所は、31.7%であり、規模が大きい事業所ほど実施している傾向であった。

メンタルヘルス(心の健康づくり)対策

- ◇メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は、事業所全体で66.2%で、規模が大きい事業所ほど取り組んでいる割合が高かった。300人以上の事業所は全ての事業所で取り組んでいたが、10人未満の事業所では約36%で、10～29人の事業所では約50%であった。なお、取り組んでいる内容は全ての事業所規模において、ストレスチェックの実施が最も多かった。
- ◇メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業所のうち、その理由として、「取り組み方がわからない」、「専門スタッフがいない」という回答が多かった。10人未満の事業所においては、「必要性を感じない」という回答が「取り組み方がわからない」という回答に次いで多かった。
- ◇さらに、専門機関を知っている事業所は85.0%であったが、「利用中または利用したことがある」事業所は8.5%であった。規模が小さい事業所ほど専門機関について知らないという回答が多かった。

過重労働対策

- ◇長時間労働者に関する医師による面接指導制度を知っている事業所の割合は79.7%であったが、そのうち対象者がいないので実施していないという回答が多く、知っているが実施できていない事業所は5.3%であった。
- ◇面接制度の実施内容については、「申し出を行った労働者に対する医師による面接指導」の実施が最も多かった。
- ◇健康への配慮が必要な方へ面接指導等の結果を踏まえた事後措置を講じた事業所は28.2%であった。

たばこ対策

- ◇受動喫煙防止対策のうち、「原則屋内禁煙で、建物内に喫煙専用室も設けていない（屋外では喫煙可能）」が最も多く、52.6%であった。次いで、「敷地内全面禁煙」で28.9%であった。
- ◇実施している禁煙支援の取り組みについて、「たばこの害や受動喫煙等に関する研修、情報提供」が最も多く、32.5%であった。その他の回答には、「取組をしていない」「本人がやめる意思がない」という回答が多かった。

高齢労働者への取組

- ◇高齢労働者の身体機能の維持向上のための取組状況として、全ての事業所規模で最も多かったのは「取り組んでいない」だった。事業所全体では80%であるが、対象者がいなかったため、取り組んでいないと回答した事業所も含まれている可能性がある。その他には、定期的な体調の確認や血圧計の設置などが挙げられた。

治療と仕事の両立支援

- ◇治療と仕事の両立支援を知っていると回答した事業所は、事業所全体では64.2%で、事業所規模が大きいほど、認知度が高かった。10人未満の事業所では、認知度は50.8%であった。最も多かった取組内容は「治療継続者や休職後に復職した方への勤務時間中の通院時間の配慮・仕事の軽減」であった。また、ほぼ同じ割合で「特に取り組みはしていない」という回答も多かったが、対象者がいなかったため、取り組んでいないと回答した事業所も含まれている可能性がある。

事業所での健康づくりに関する意見・要望

- ◇全ての事業所規模で最も多かった要望は、「健康づくり担当者への研修会」次いで、「事業所への出前講座（健康教育）」、「健康づくりに関する情報提供」、「相談窓口の紹介」、「物品の貸出」であった。その他には、「経営トップへの健康経営に関する教育の充実」も挙げられていた。

【考察・今後の取組】

【 基本情報 】

50人以上の事業所では健康管理担当者（衛生管理者）の選任が義務なので配置がない事業所へ働きかけが必要となる。また、50人未満の事業所では、事業所の状況に応じて、配置の検討や、健康づくり取組実施について支援が必要である。

【 各種健診（検診）の実施 】

一般健康診断の実施や精密検査の受診勧奨を実施している事業所が多かったが、精密検査の結果を把握する事業所は全体的に少なかった。「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」において「事業者は、（中略）当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。」とされている。事業所が従業員の健康や生活習慣で気になることとして、健診結果の有所見者が多いことが最も多かったため、精密検査後に対象者の健康増進へ向けた行動変容に繋がるよう、事業所からの働きかけを推進する必要がある。

また、未実施の健診（検診）については、未実施の理由として、「特に理由は無い」という回答が多かったため、必要性の周知や導入における支援等の充実を図る必要がある。

【 メンタルヘルス対策 】

50人以上の事業所ではストレスチェックが義務化されているため、取り組んでいる割合が高かったと考えられるが、50～99人と100～299人の事業所では、100%に達していなかった。そのため、50人以上の事業所での取組割合の向上および、義務化されていない50人未満の事業所に対する取組の推進にむけて強化が必要である。

10人未満の事業所においては、「必要性を感じない」という回答が「取り組み方が分からない」という回答に次いで多かった。10人未満の事業所では、健康管理担当者が決まっていない事業所も多いことから、取組方法や、メンタルヘルス対策の必要性に関する情報が得られにくい状況が考えられる。

【 過重労働対策および高年齢労働者への取組 】

対象者がいる事業所では、「知っているが実施できていない」事業所にむけて、実施できていない理由等事業所の状況に応じて、取組への支援が必要である。

【 たばこ対策 】

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わっている。屋内禁煙は義務化されている中で、敷地内禁煙まで実施している事業所が約3割であった。今後も受動喫煙対策を一層徹底していく。

また、事業所が従業員の健康や生活習慣で気になることとして、喫煙者が多いという回答が3番目に多かったが、禁煙支援の取組をしていないと回答する事業所もあるため、たばこの害や禁煙治療に関する情報提供を通じた普及啓発等の強化が必要である。

【 治療と仕事の両立支援 】

「治療と仕事の両立支援」の認知度が低く、取り組んでいる事業所が少なかった。専門機関の周知も含めて、働きかけの強化が必要と考えられる。

【 まとめ 】

全体を通して、規模が小さい事業所は健康管理担当者がいない事業所が多く、各制度や健康づくりに関する取組が少なかった。また、専門機関の認知度や利用度も低い傾向にあり、健康づくり推進体制の差が明らかとなった。さらに、事業所規模にかかわらず、事業所健康管理者の配置がないことで、従業員の健康や生活習慣等について、関心をもつ機会が少ない状況が考えられる。

専門機関や保険者、行政の支援機関等においては、事業所が従業員全体の健康課題を把握し、事業所における従業員一人一人の意識や行動変容のきっかけづくりの推進に向け、事業所での健康づくりに関する意見および要望において多く挙げられた「健康情報の提供」や「物品の貸出」の支援等が有効ではないかと考えられる。また、今後も事業所への具体的な働きかけの内容や手法のさらなる検討をすすめ、研修や事業所訪問等の機会を通じて事業所が健康づくりの取組を実践できるよう支援する必要がある。

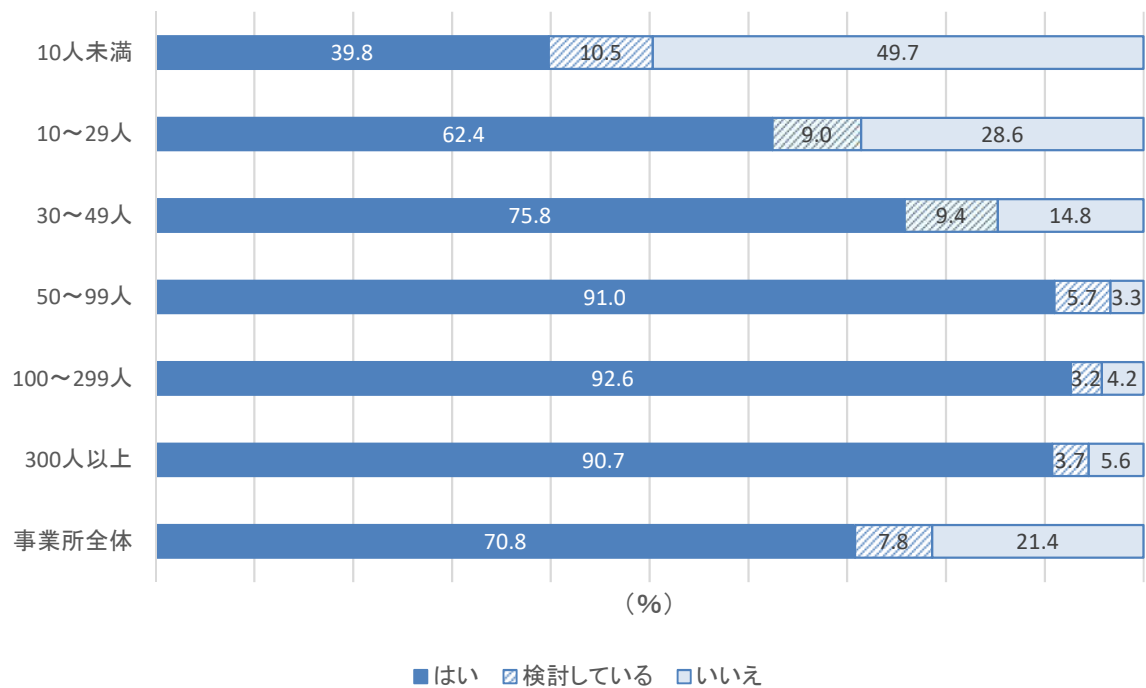
Ⅱ 調査結果

健康管理者の配置

基本問1 事業所での健康づくりを進めるための健康管理担当者(安全・衛生管理者または安全衛生推進者など)が決まっていますか。

健康管理担当者の設置の有無について、「はい(ある)」と回答した事業所の割合は、事業所全体で70.8%であり、事業所規模が大きいほど高くなる傾向にあった。

図1. 事業所規模(労働者数)別 健康管理担当者の設置状況



従業員の健康や生活習慣で気になること

基本問2 事業所における、従業員の健康や生活習慣で気になることはありますか(複数回答可)。

従業員の健康や生活習慣で気になることについて、事業所全体で最も多かった内容は、「健診で有所見者が多い」で39.4%、次いで、「特に気になることがない」27.0%、「喫煙者が多い」15.5%、「食生活が偏っている者が多い」で6.9%であった。「特に気になることがない」という回答は10人未満の事業所が最も多く、「把握していない」という回答は10～29人未満の事業所が最も多かった。

図2. 事業所規模別 従業員の健康や生活習慣で気になること(複数回答可)

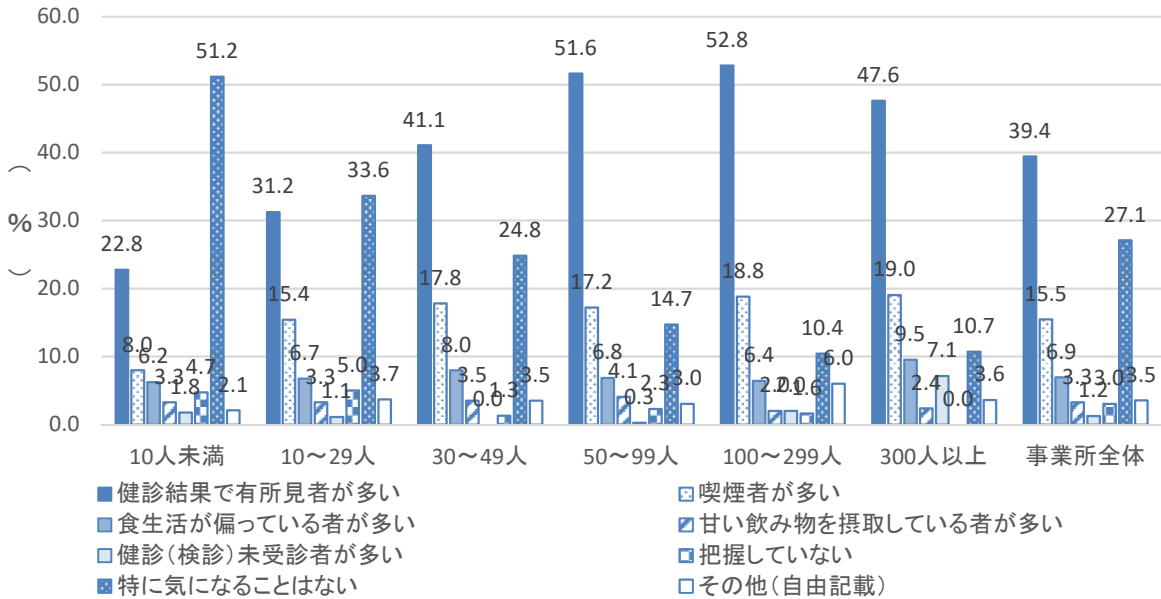
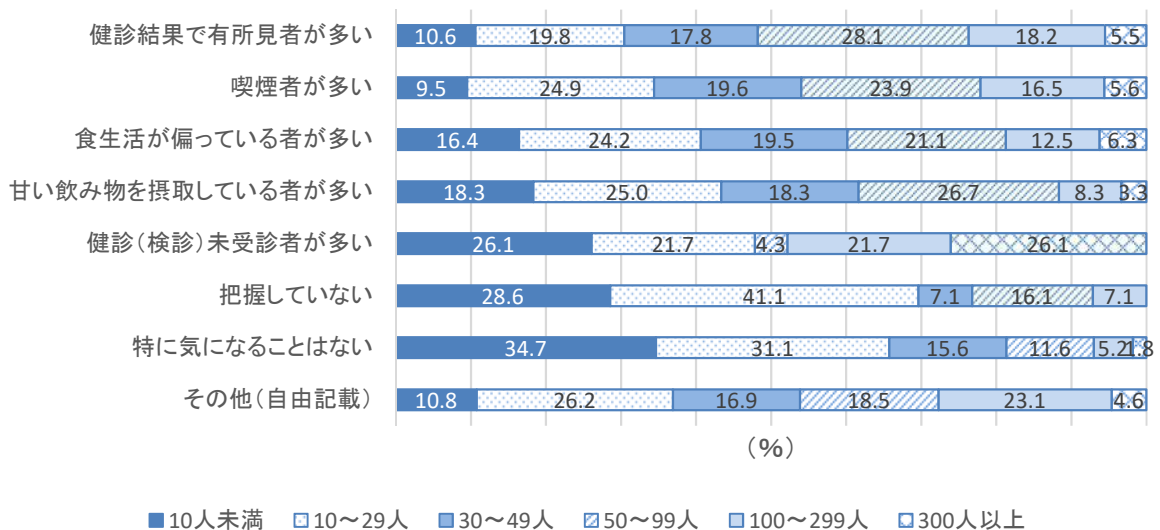


図3. 従業員の健康や生活習慣で気になること別 事業所規模割合(複数回答可)



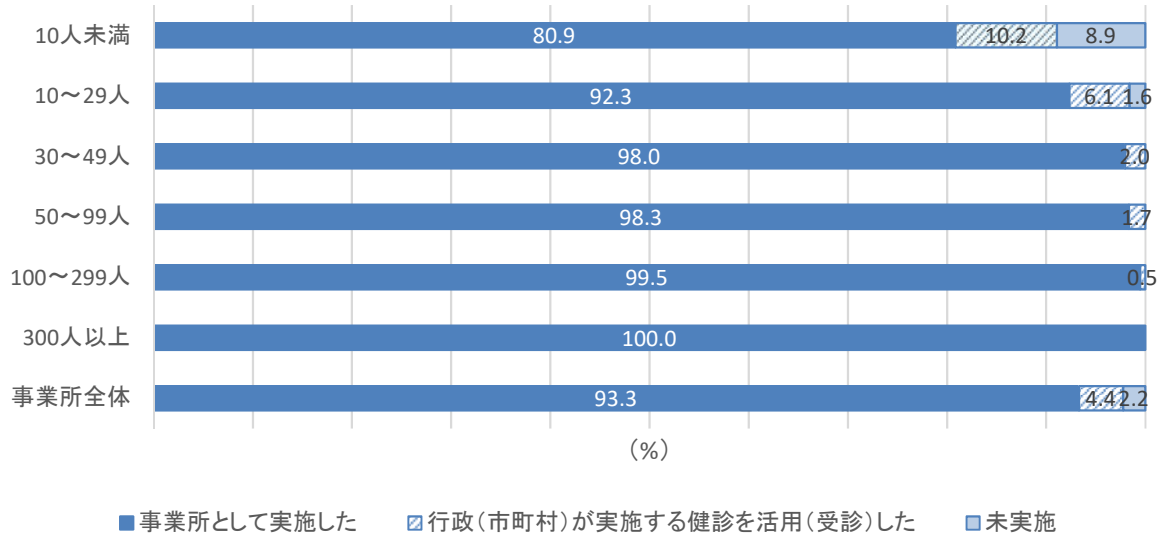
各種健診(検診)実施

問1 令和3年度、労働安全衛生法に基づく従業員(常時使用する労働者※1)の一般定期健康診断を実施しましたか。

※1常時使用する労働者とは、①期間の定めのない労働契約により使用される者等であり、かつ、②労働時間が通常の労働者の労働時間の4分の3以上の者(労働安全衛生規則第44条)

一般定期健康診断の実施について、「事業所として実施した」と回答した事業所の割合は、事業所全体で93.3%であり、事業所規模が大きいほど割合が高かった。また、全ての事業所規模で80%を超えた。

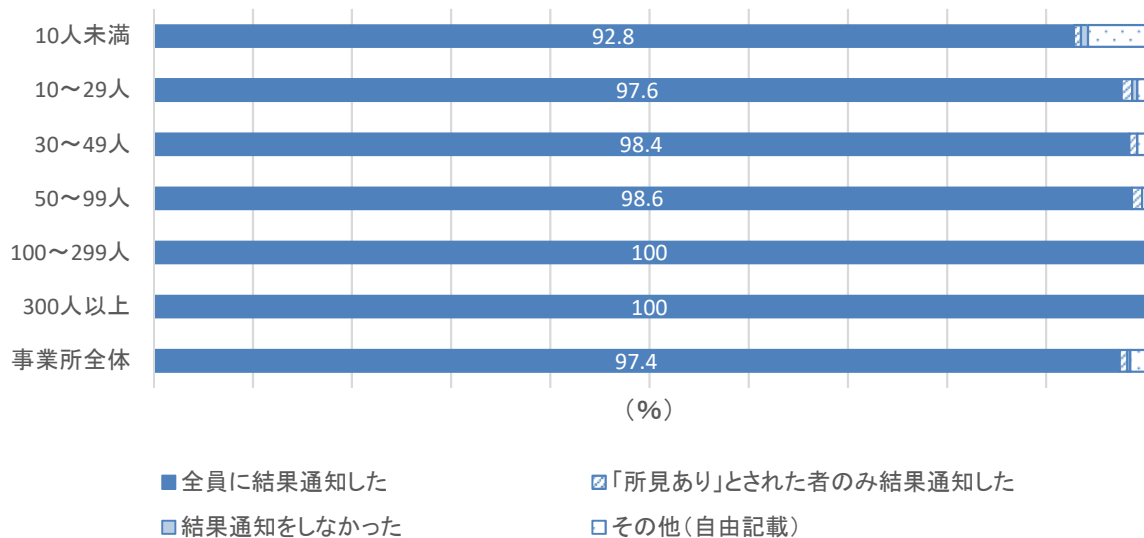
図4. 事業所規模別 一般定期健康診断の実施状況



問2 問1で「未実施以外」を回答した事業所のうち、その結果を従業員に通知しましたか。

一般定期健康診断の実施について、「未実施」以外を回答した事業所のうち、「全員に結果通知した」と回答した事業所の割合は、事業所全体で97.4%であった。また、全ての事業所規模で「全員に結果通知した」と回答した割合は9割を超えており、100～299人と300人以上の事業所では100%であった。

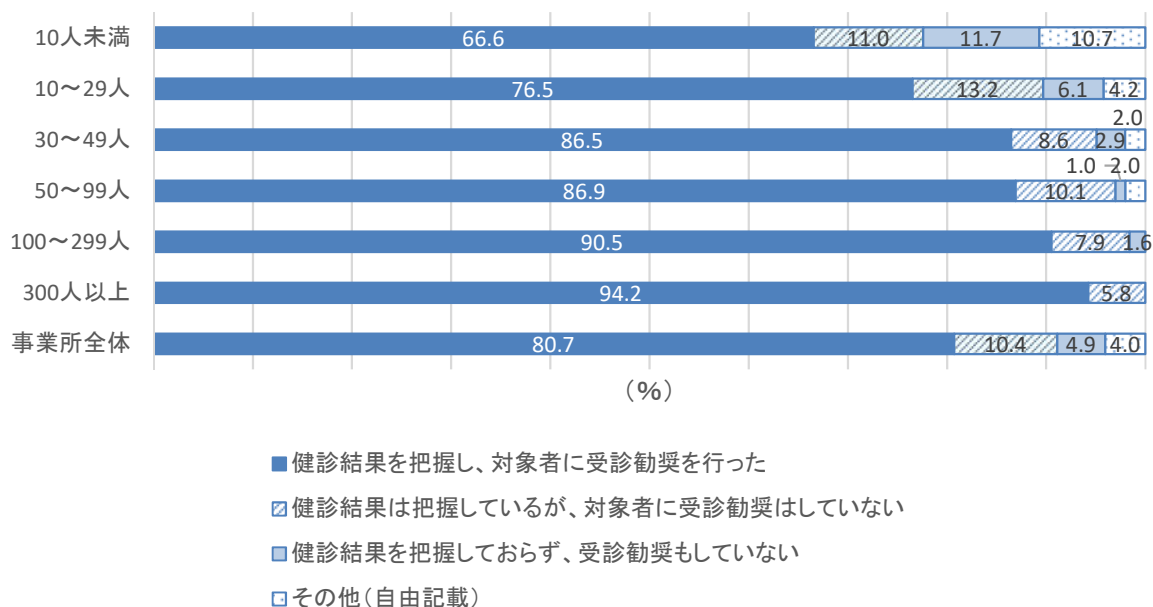
図5. 事業所規模別 一般定期健康診断結果の通知状況



問3 令和3年度、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針※2」に基づき、従業員の健診結果を把握し、精密検査対象者に対して受診勧奨等を行ったか。
 ※2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の3第2項の規定に基づき、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(改正:平成29年4月14日健康診断結果措置指針公示第9号)

精密検査の受診勧奨について、「健診結果を把握し、対象者に受診勧奨等を行った」と回答した事業所の割合は、事業所全体で80.7%であり、事業所規模が大きいほど高かった。また、10~29人の事業所および、10人未満の事業所において、約2割が受診勧奨を行っていなかった。

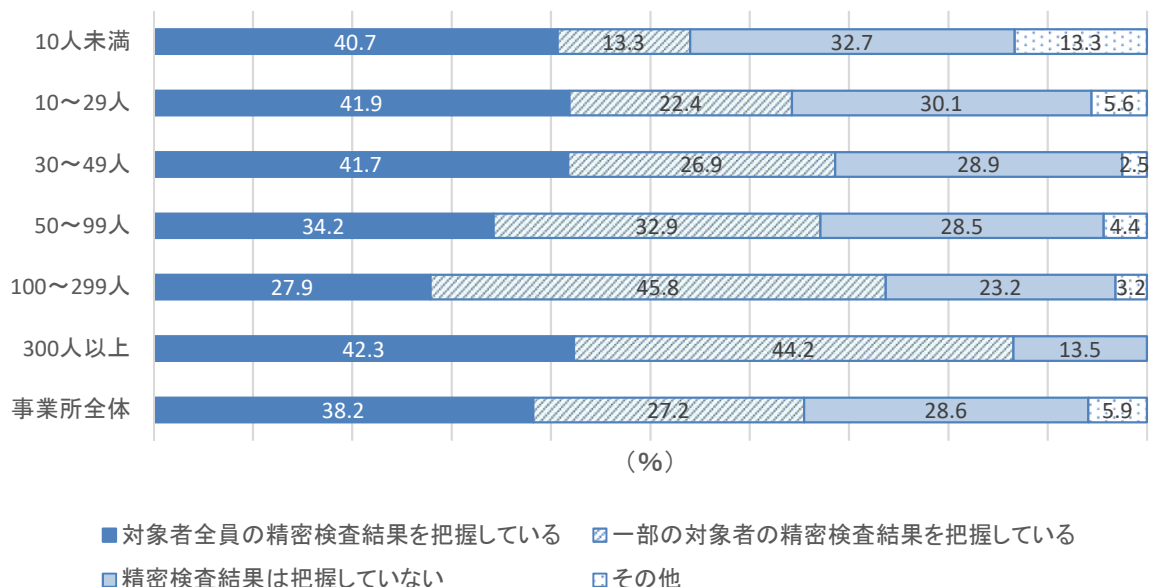
図6. 事業所規模別 精密検査対象者に対する受診勧奨状況



問4 令和3年度、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針※2」に基づき、精密検査対象者の精密検査結果を把握しましたか。

精密検査対象者の精密検査結果の把握について、事業所全体で最も多かった状況は、「対象者全員の精密検査結果を把握している」で38.2%であり、次いで「精密検査結果は把握していない」で28.6%であった。

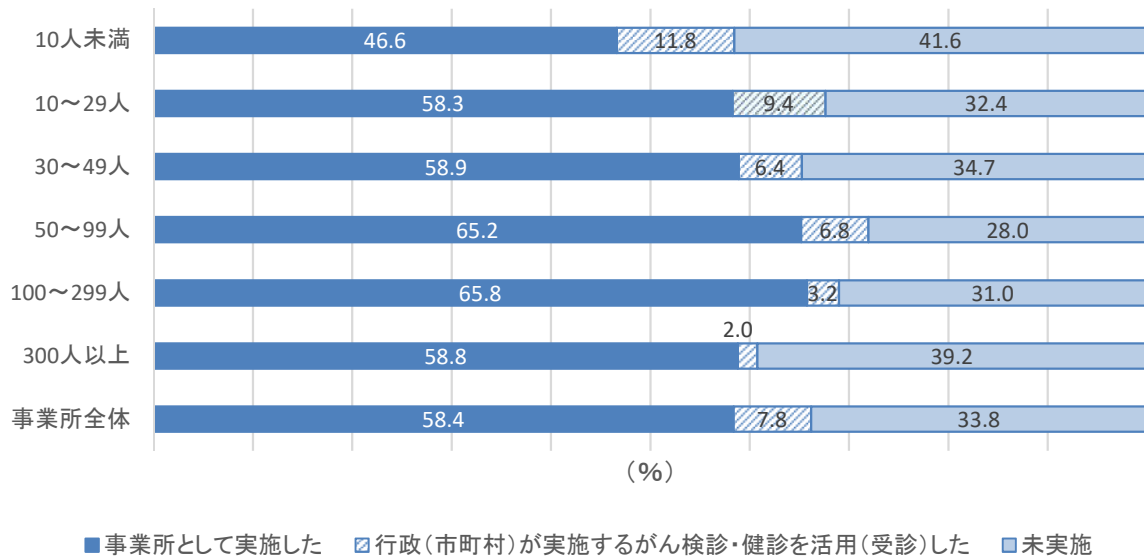
図7. 事業所規模別 精密検査結果を把握状況



問5 令和3年度、次のがん検診及び歯科健診などを、どのような方法で実施しましたか。

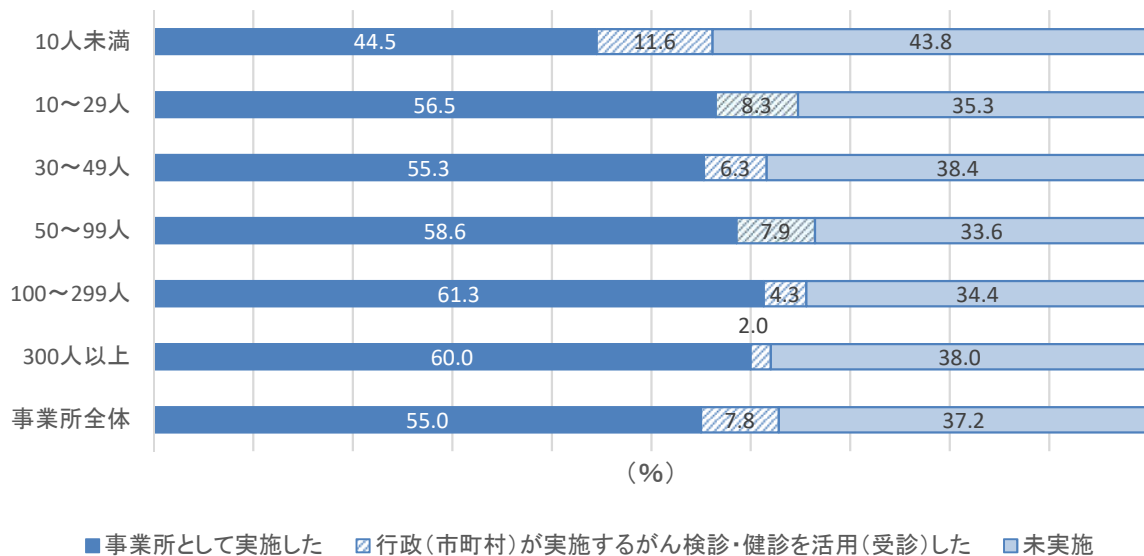
胃がん検診を実施したと回答した事業所の割合は、事業所として実施した割合と行政が実施する検診を活用した割合を合わせると、事業所全体で66.2%であった。

図8. 事業所規模別 胃がん検診実施状況



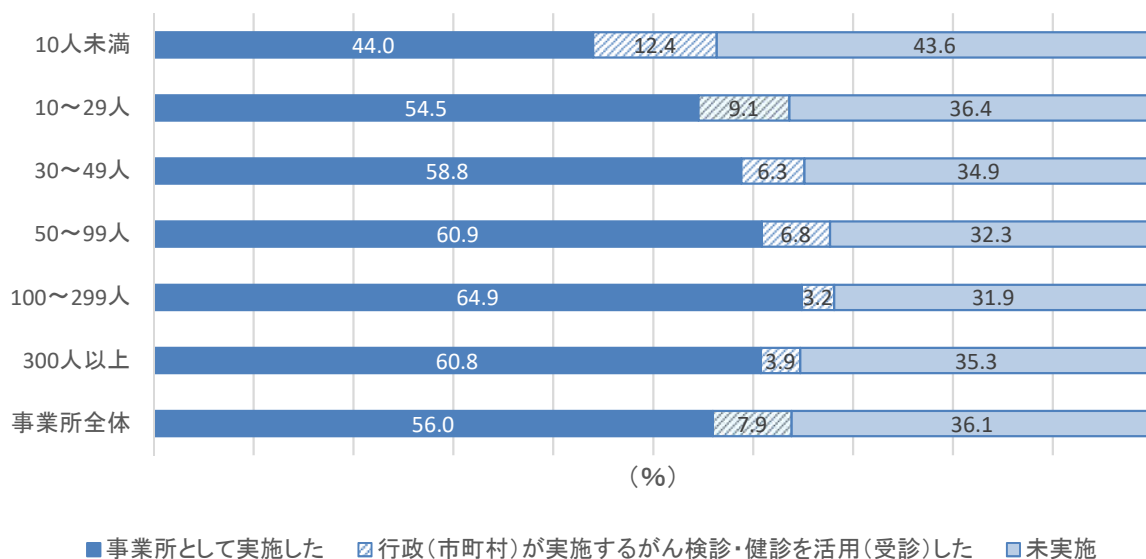
肺がん検診を実施したと回答した事業所の割合は、事業所として実施した割合と行政が実施する検診を活用した割合を合わせると、事業所全体で62.8%であった。

図9. 事業所規模別 肺がん検診実施状況



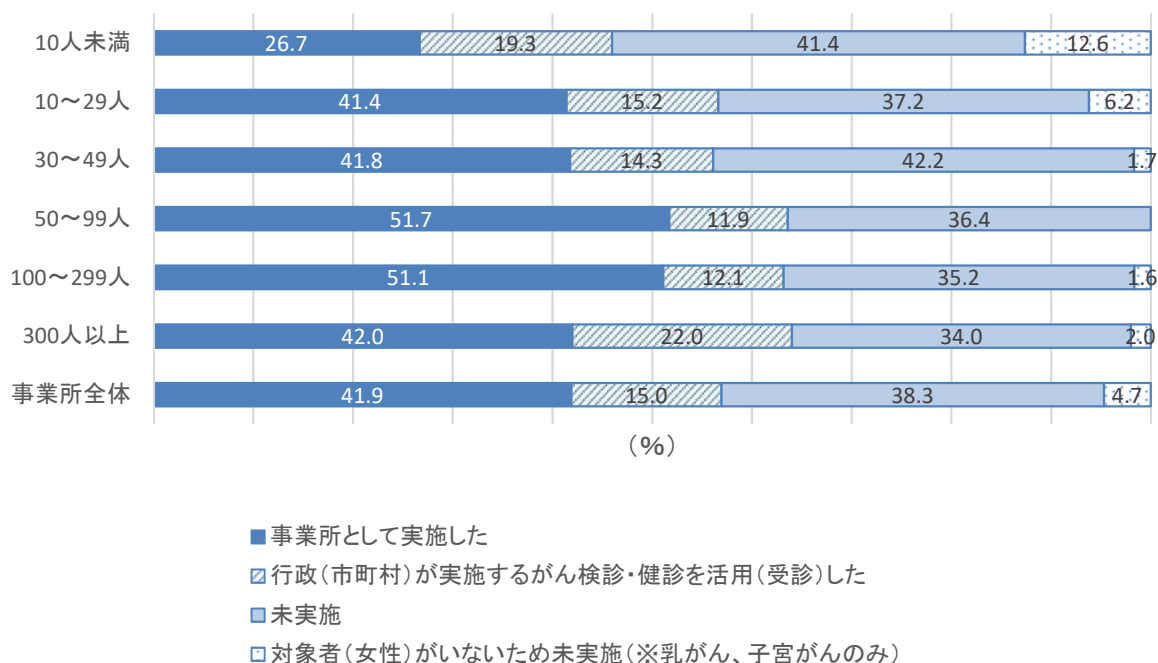
大腸がん検診を実施したと回答した事業所の割合は、事業所として実施した割合と行政が実施する検診を活用した割合を合わせると、事業所全体で63.9%であった。

図10. 事業所規模別 大腸がん検診実施状況



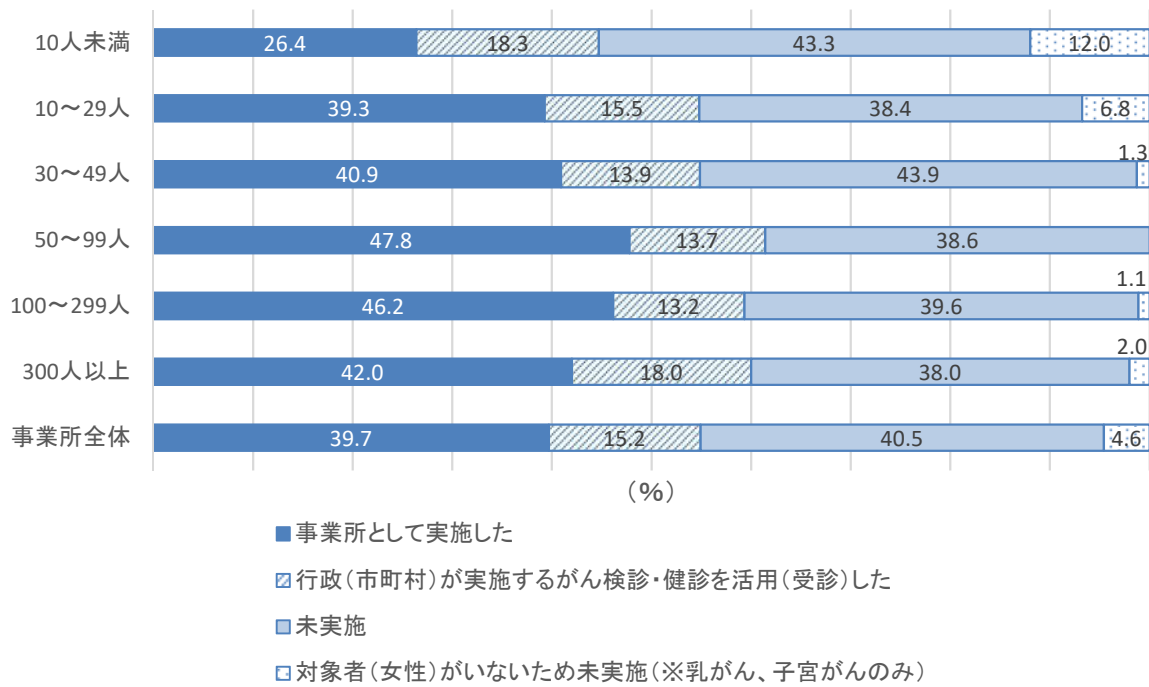
乳がん検診を実施したと回答した事業所の割合は、事業所として実施した割合と行政が実施する検診を活用した割合を合わせると、事業所全体で56.9%であった。

図11. 事業所規模別 乳がん検診実施状況



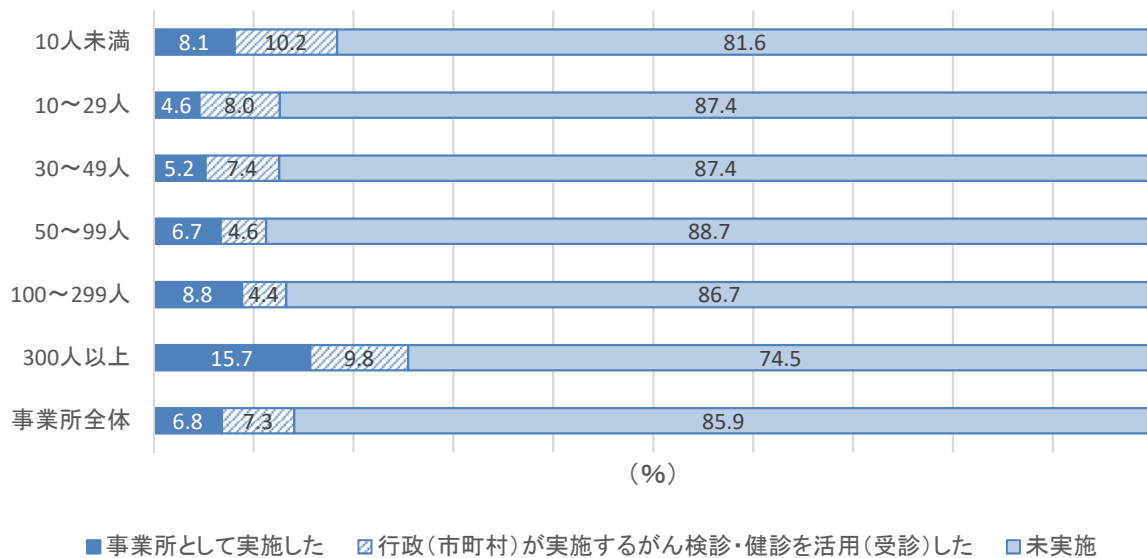
子宮がん検診を実施したと回答した事業所の割合は、事業所として実施した割合と行政が実施する検診を活用した割合を合わせると、事業所全体で54.9%であった。

図12. 事業所規模別 子宮がん検診実施状況



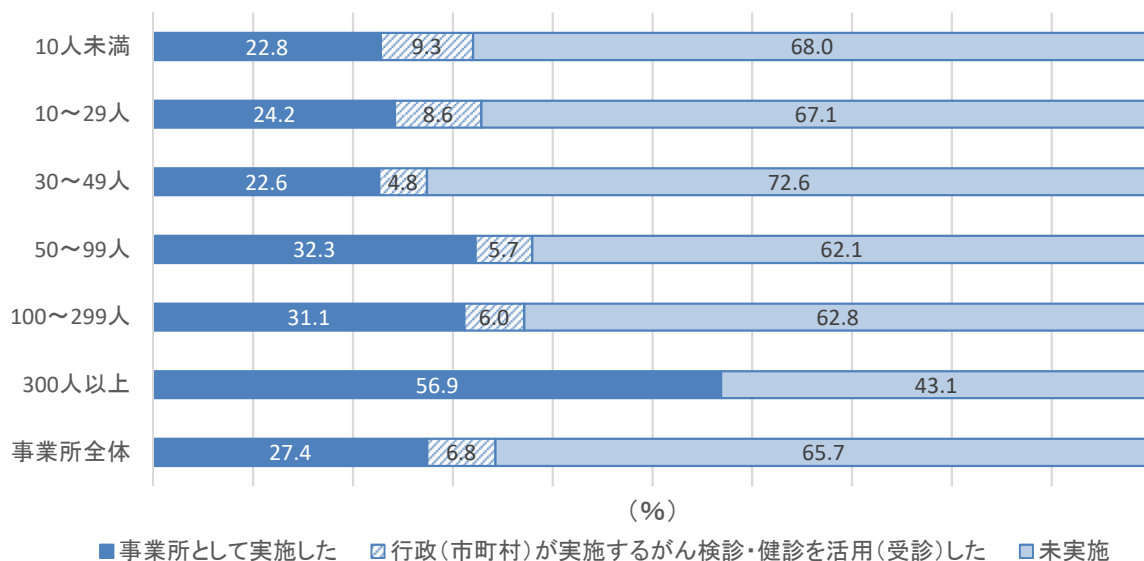
歯科健診は未実施と回答した事業所が全ての事業所規模で多く、事業所全体では85.9%であった。300人以上の事業所では、他の事業所規模と比較し、実施した割合が最も高く25.5%であった。

図13. 事業所規模別 歯科健診実施状況



肝炎健診を実施したと回答した事業所の割合は、事業所として実施した割合と行政が実施する検診を活用した割合を合わせると、事業所全体で34.2%であった。300人以上の事業所では、他の事業所規模と比較し、実施した割合が最も高く56.9%であった。

図14. 事業所規模別 肝炎健診実施状況



問6 問5でがん検診のうち1つでも「未実施」と回答された事業所の方にお尋ねします。がん検診を実施していない理由は何ですか。(複数回答可)

がん検診のうち1つでも「未実施」と回答した事業所のうち、実施していない理由として事業所全体で最も多かった理由は、「特に理由はない」で31.7%であった。次いで「がん検診は法律で義務づけられていないため」25.3%、「その他」20.3%であった。その他の中には、個人に任せられている、人間ドックで実施している等が挙げられた。

図15. 事業所規模別 がん検診を実施していない理由(複数回答可)

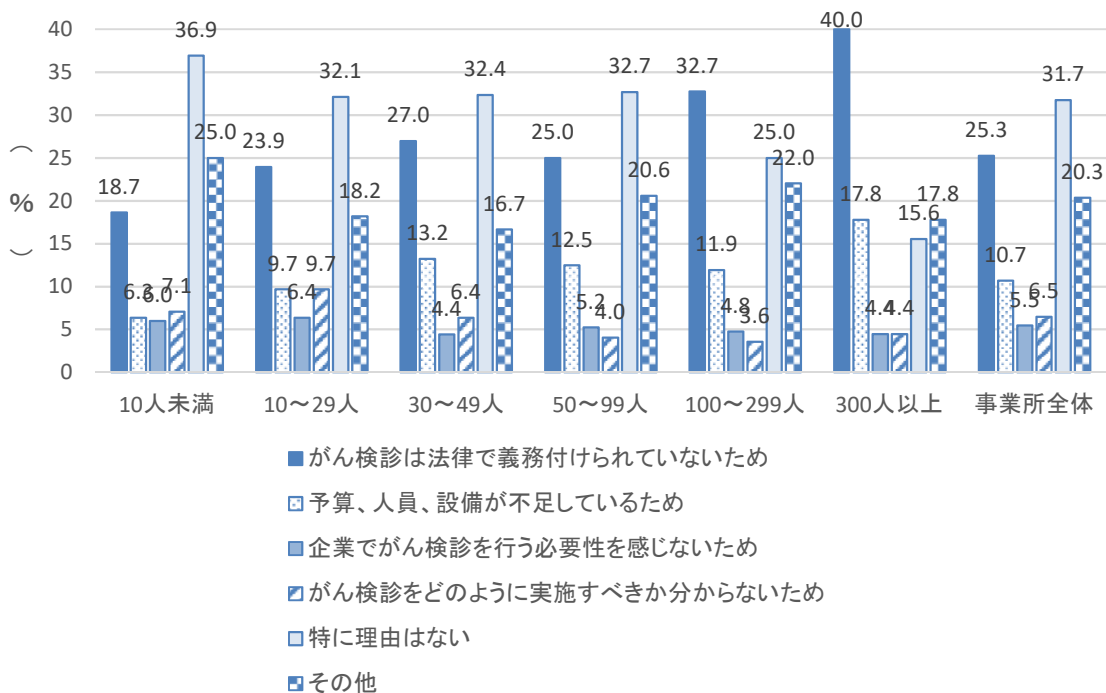
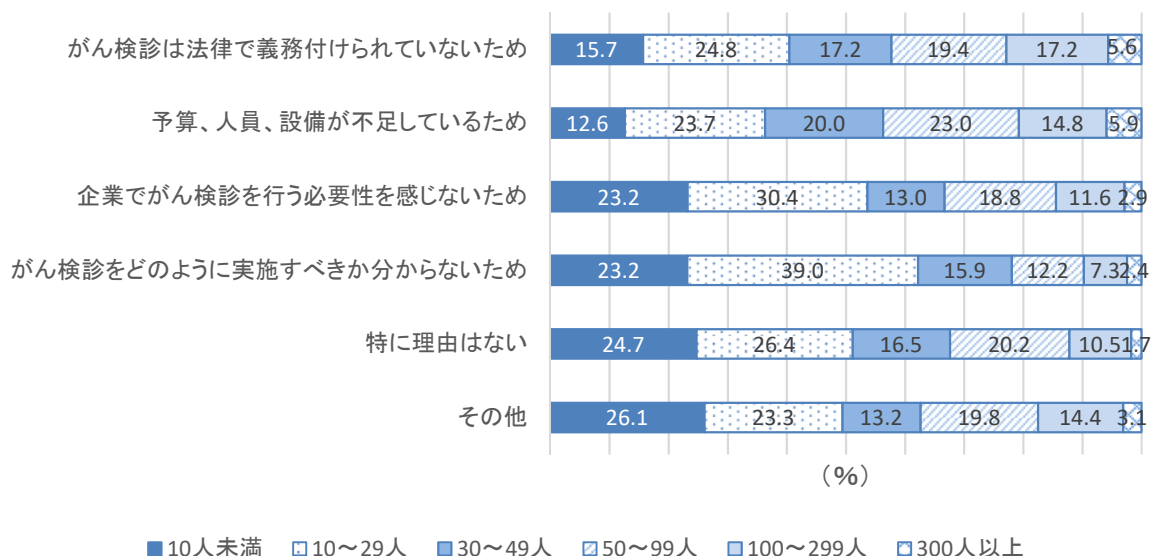


図16. がん検診を実施していない理由別 事業所規模割合(複数回答可)

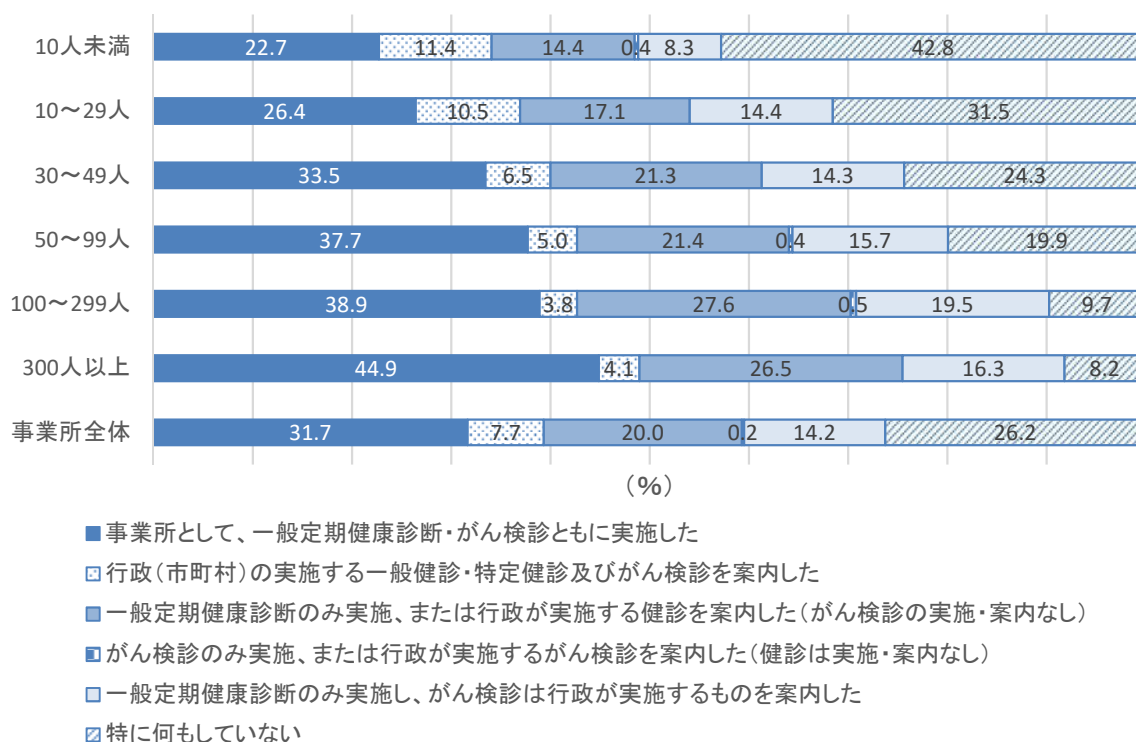


問7 令和3年度、短時間労働者※3 に対して、一般定期健康診断やがん検診を実施しましたか。

※3 短時間労働者とは、一週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間数の3/4未満である労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

短時間労働者に対する健診(検診)実施について、「事業所として一般定期健康診断・がん検診ともに実施した」と回答した事業所の割合は、事業所全体で、31.7%であり、事業所規模が大きいほど割合が高かった。また、「特に何もしていない」と回答した割合は、事業所規模が小さいほど割合が高かった。

図17. 事業所規模別 短時間労働者に対する一般定期健康診断やがん検診を実施状況

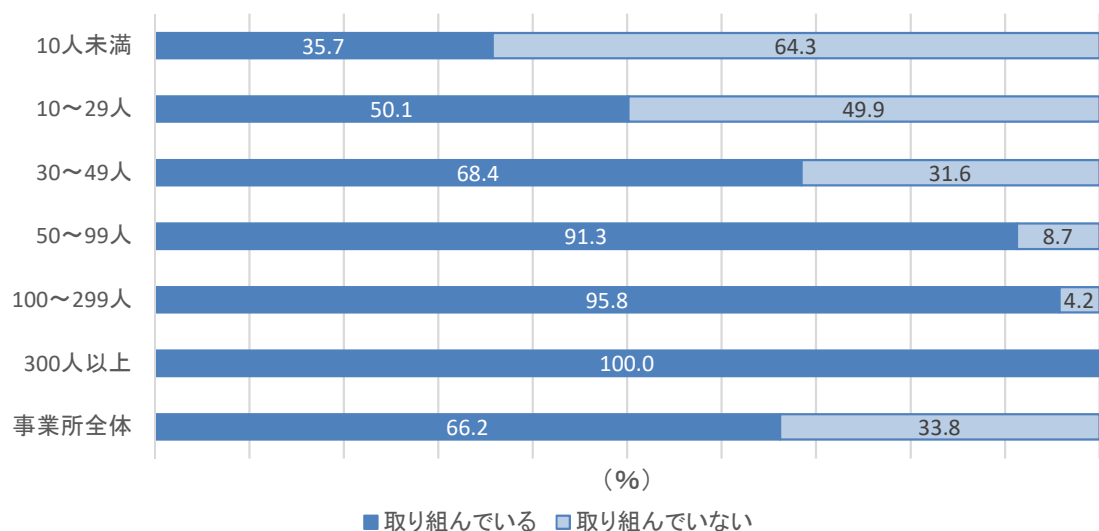


メンタルヘルス(心の健康づくり)対策

問8 事業所では、職場におけるメンタルヘルス対策(ストレスチェックも含む)に取り組んでいますか。

メンタルヘルス対策の実施について、「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、事業所全体では66.2%であり、事業所の規模が大きいほど割合が高かった。また、10人未満の事業所では「取り組んでいる」割合は35.7%であった。

図18. 事業所規模別 メンタルヘルス対策の取組状況



問9 問8で「取り組んでいる」と回答された事業所にお尋ねします。その取組内容は何ですか。(複数回答可)

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、取組内容として事業所全体で最も多かった内容は、「ストレスチェックの実施」で29.9%であった。次いで、「ハラスメント対策の実施」20.7%、「労働者及び管理監督者への教育研修・情報提供」14.1%であった。

図19. 事業所規模別 メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答可)

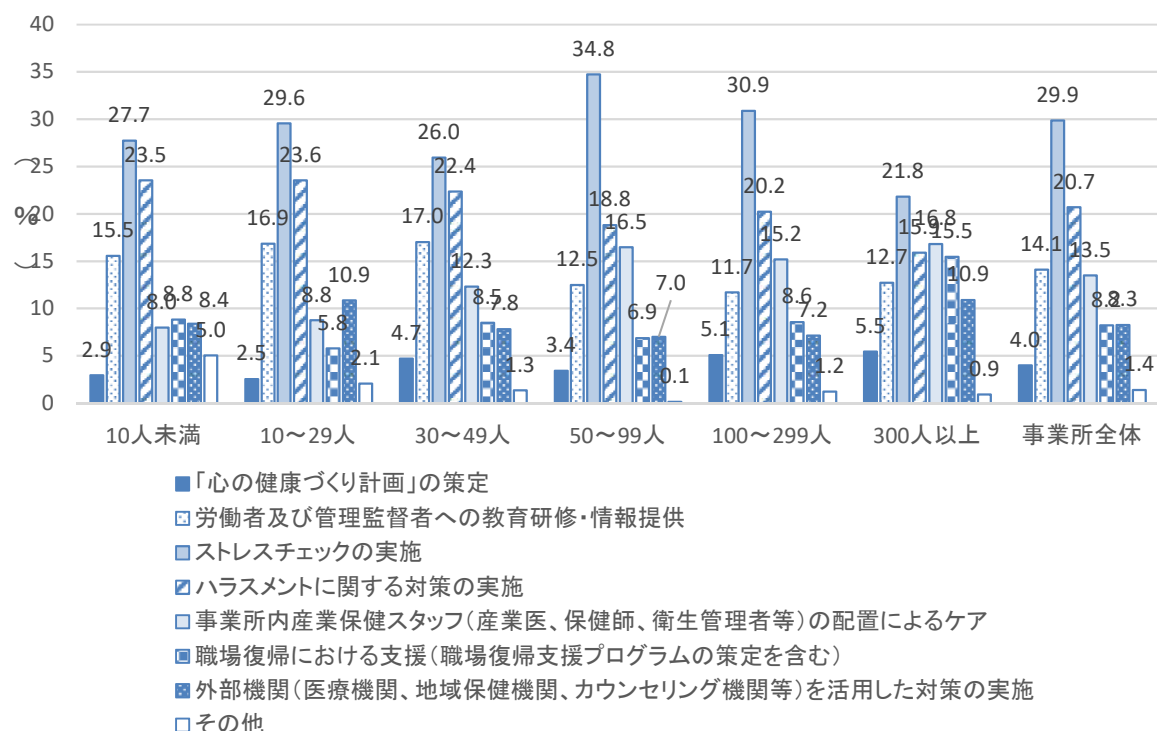
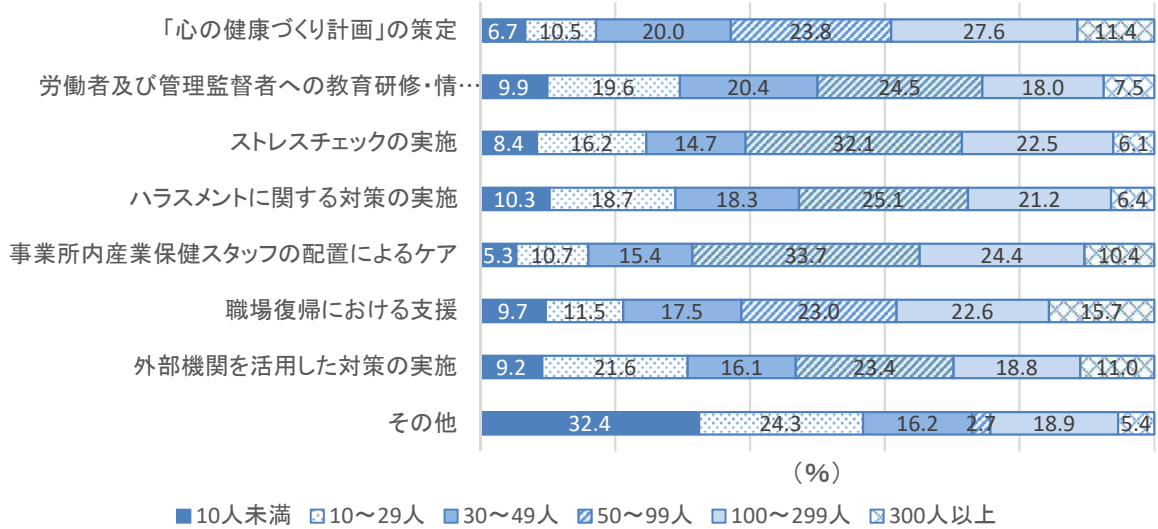


図20. メンタルヘルス対策の取組内容別 事業所規模割合(複数回答可)



問10 問8で「取り組んでいない」と回答された事業所にお尋ねします。その理由は何ですか。(複数回答可)

メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業所のうち、取り組んでいない理由として事業所全体で最も多かった理由は、「取り組み方が分からない」で28.8%であった。次いで、「専門スタッフがいない」28.5%、「必要性を感じない」16.1%であった。また、「必要性を感じない」という回答は10人未満の事業所が最も多く、「専門スタッフがいない」という回答は10~29人未満の事業所が最も多かった。

図21. 事業所規模別 メンタルヘルス対策の取組未実施理由(複数回答可)

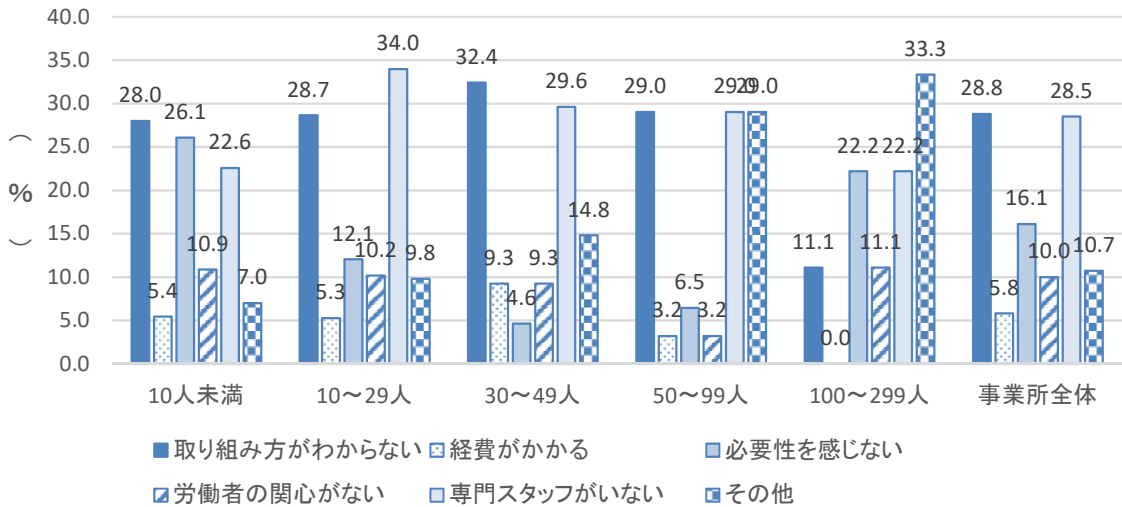
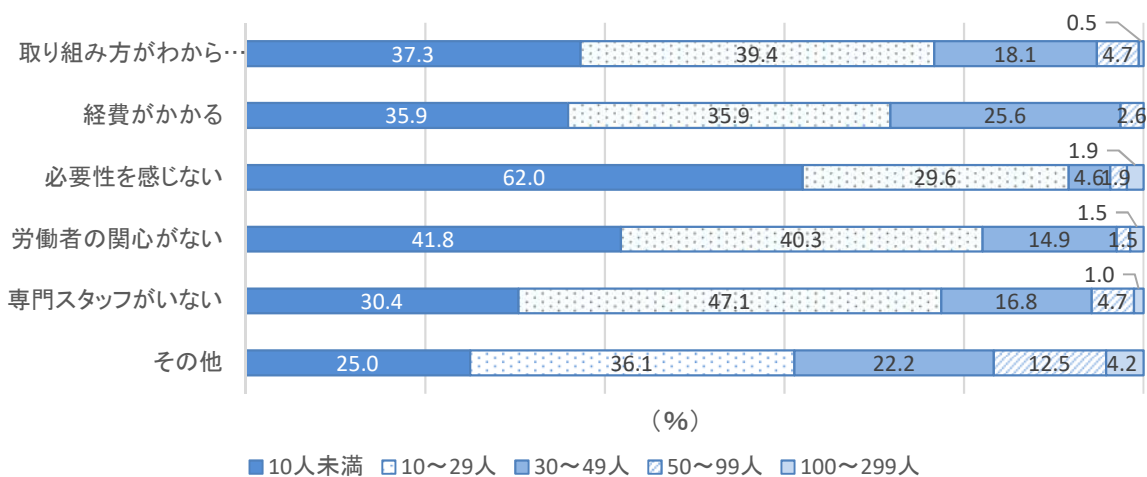


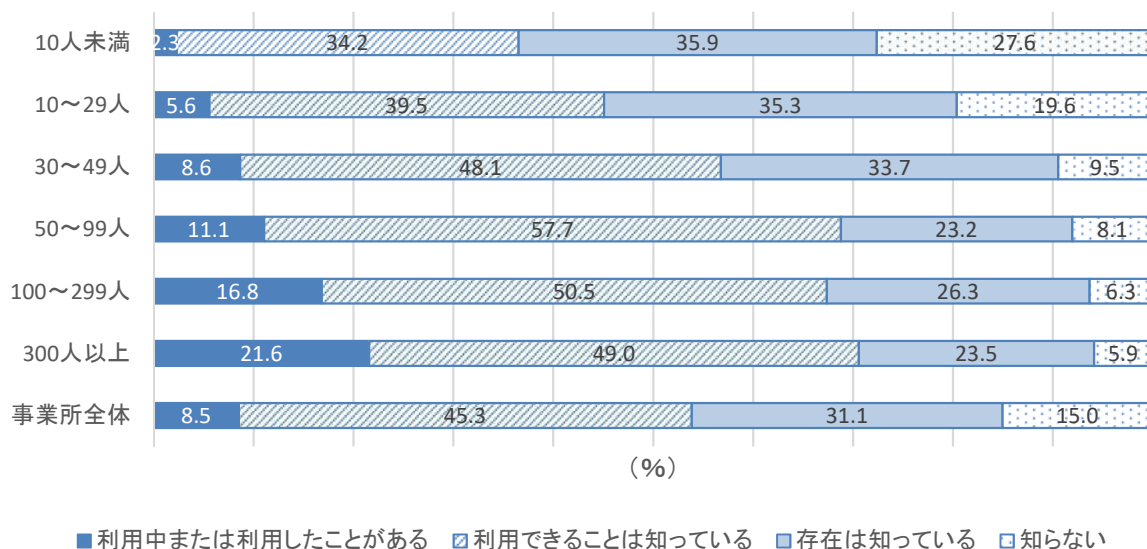
図22. メンタルヘルス対策の取組未実施理由別 事業所規模割合(複数回答可)



問11 心の健康づくりに関し、専門機関(保健所、市役所・町村役場、心と体の相談センター、島根産業保健総合支援センター地域窓口、個別医療機関)があることや利用できることを知っていますか。

心の健康づくりに関する専門機関の存在等の認知度について、知っていると回答した事業所の割合は、「利用中または利用したことがある」「利用できることは知っている」「存在は知っている」を合わせると、事業所全体で85%であった。また、事業所規模が小さいほど、「知らない」と回答した事業所の割合が高かった。また、「利用中または利用したことがある」と回答した事業所の割合は事業所全体で8.5%であった。

図23. 事業所規模別 心の健康づくりに関する専門機関の存在および、利用できることの認知度

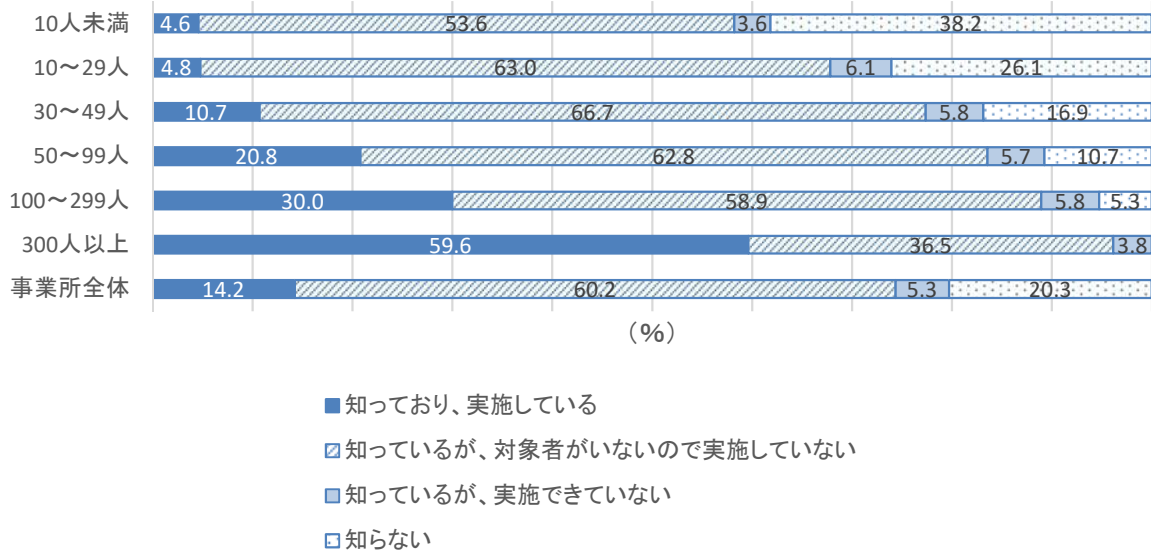


過重労働対策

問12 「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」を知っていますか。

長時間労働者に対する医師による面接指導制度について、知っていると回答した事業所の割合は、「知っており、実施している」「知っているが対象者がいないので実施していない」「知っているが、実施できていない」を合わせると、事業所全体で79.7%であった。また、「知っているが、実施できていない」と回答した事業所の割合は、事業所全体で5.3%であった。

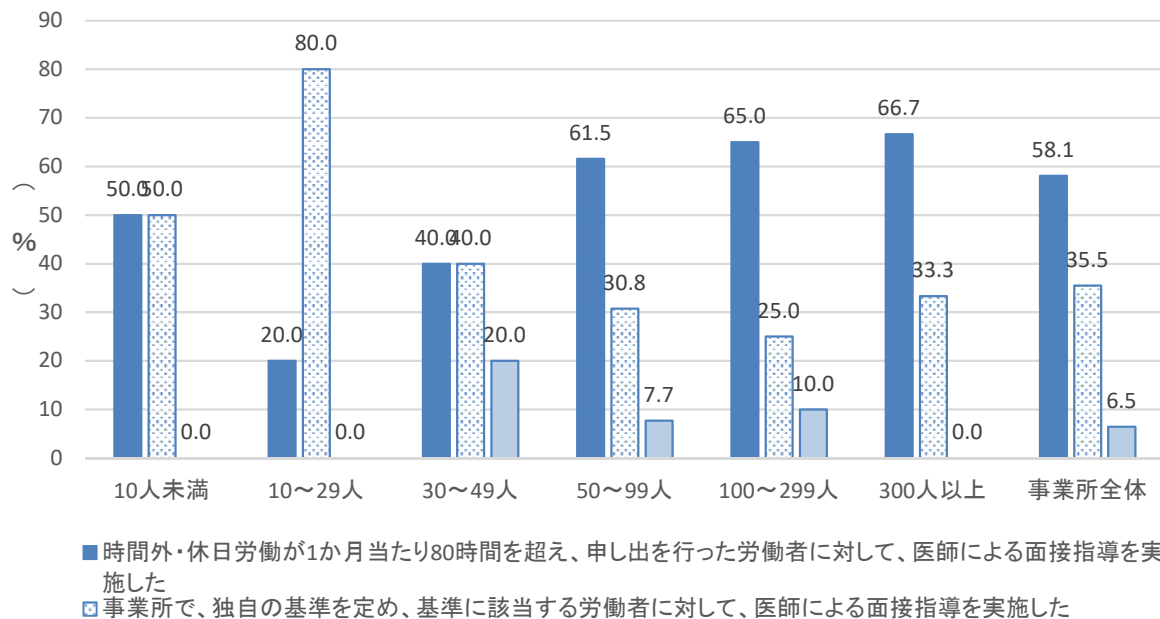
図24. 事業所規模別 長時間労働に関する面接指導制度の認知度



問13 問12で「知っており、実施している」と回答した事業所にお聞きします。貴事業所での実施内容について、次のうち当てはまるものを選択してください。

長時間労働者に対する医師による面接指導制度を実施している事業所のうち、実施内容として事業所全体で最も多かった内容は、「時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超え、申し出を行った労働者に対して、医師による面接指導を実施した」が最も多く、58.1%であった。次いで、「事業所で、独自の基準を定め、基準に該当する労働者に対して、医師による面接指導を実施した」が35.5%であった。

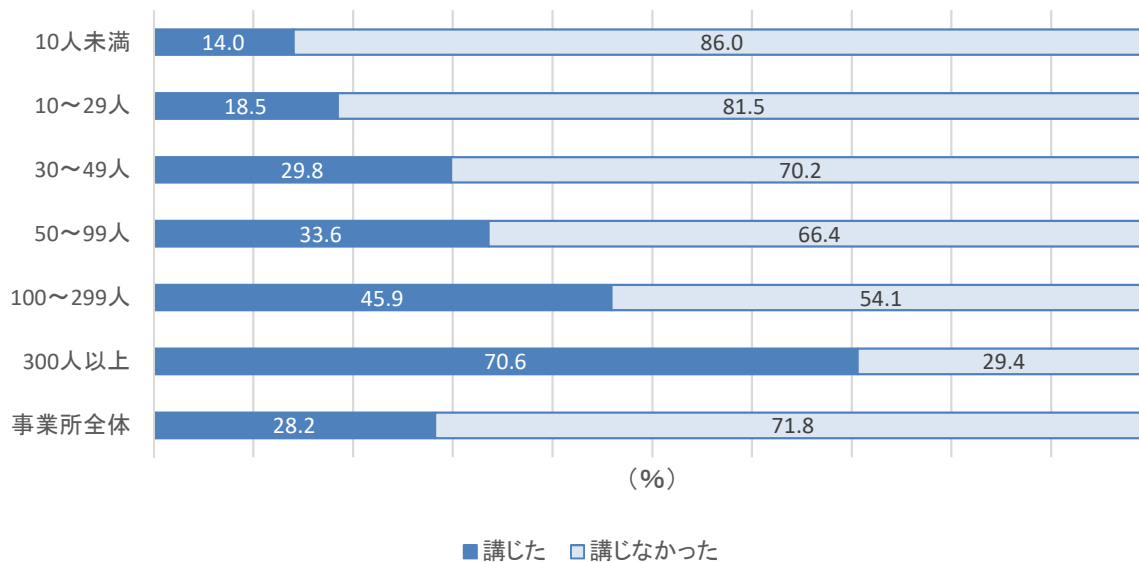
図25. 事業所規模別 長時間労働者に対する医師による面接指導制度の実施内容(複数回答可)



問14 貴事業所では、長時間労働者など健康への配慮が必要な者に対する面接指導等の結果を踏まえた事後措置(例;労働時間の短縮、時間外・深夜勤務の減免、長時間労働者発生部署への応援増員など)を講じましたか。

長時間労働者など健康への配慮が必要なものに対する面接指導等の結果を踏まえた事後措置について、「講じた」と回答した事業所の割合は、事業所全体で28.2%であった。また、「講じなかった」と回答した割合は、71.8%であったが、対象者がいないため、講じなかったと回答した事業所も含まれている可能性がある。

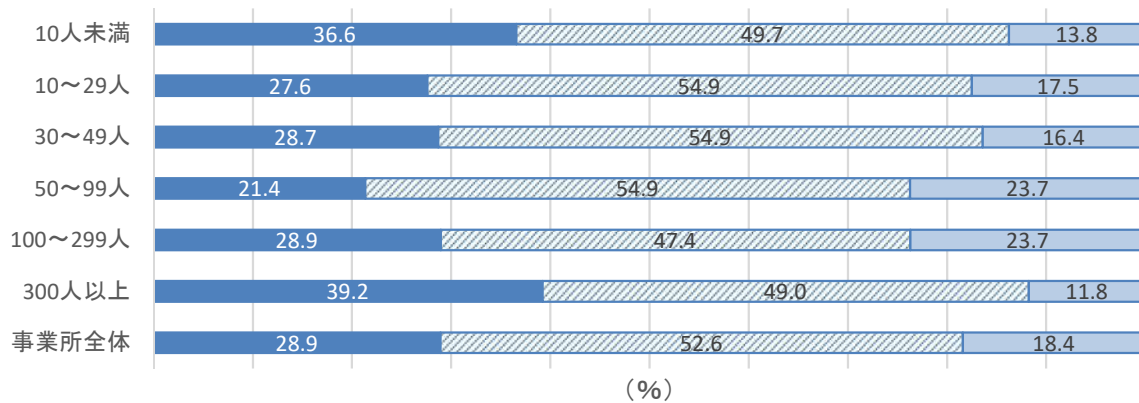
図26. 事業所規模別 健康への配慮が必要な者に対する面接指導を踏まえた事後措置の状況



問15 健康増進法の改正により、2020年4月よりオフィス・事業所は原則屋内禁煙となりました。このことをふまえ、貴事業所における受動喫煙防止対策の取組状況について、次のうち当てはまるものを選択してください。

受動喫煙対策について、事業所全体で最も多かった取組は、「原則屋内禁煙で、建物内に喫煙専用室も設けていない」で52.6%であり、次いで、「敷地内全面禁煙」で28.9%であった。

図27. 事業所規模別 受動喫煙防止対策の取組状況

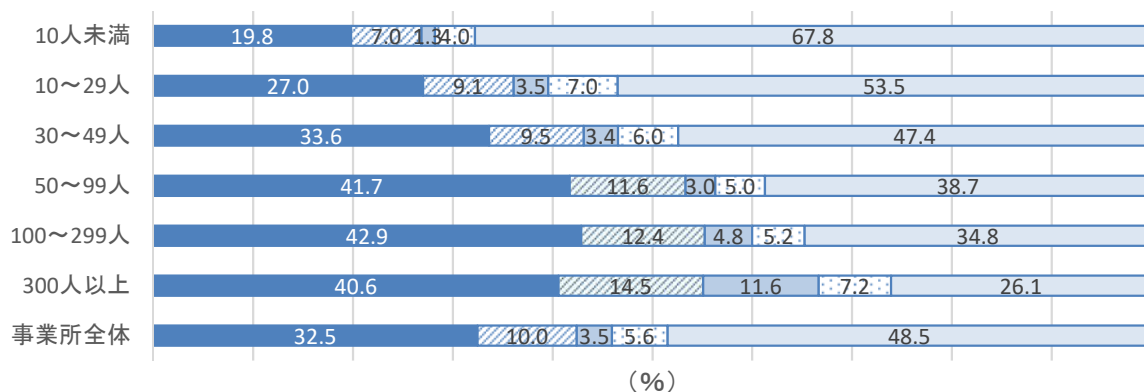


- 敷地内全面禁煙(建物内・建物外ともに喫煙可能場所を設けていない)
- ▣ 原則屋内禁煙(建物内禁煙)で、建物内に喫煙専用室も設けていない(屋外では喫煙可能)
- ▣ 原則屋内禁煙(建物内禁煙)だが、建物内に喫煙専用室を設けている(屋外では喫煙可能)

問16 喫煙者や禁煙の意思のある従業員に対し、禁煙支援の取組を行っていますか。(複数回答可)

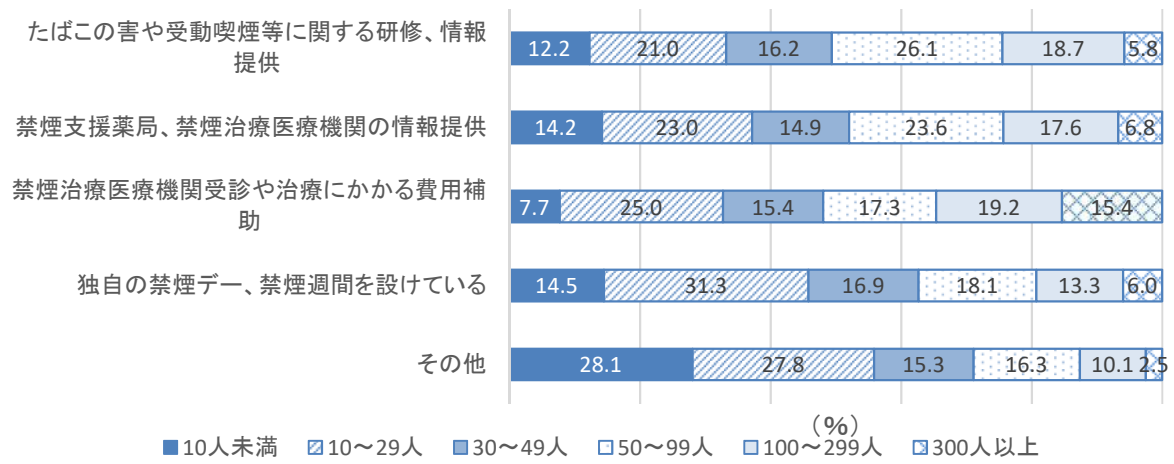
禁煙支援の取組について、事業所全体で最も多かった内容は、「たばこの害や受動喫煙等に関する研修、情報提供」で32.5%であった。その他の内容には、取組をしていない、喫煙者がいない、本人がやめる意思がないなどが挙げられた。

図28. 事業所規模別 禁煙支援の取組状況(複数回答可)



- たばこの害や受動喫煙等に関する研修、情報提供
- ▣ 禁煙支援薬局、禁煙治療医療機関(禁煙外来)の情報提供
- ▣ 禁煙治療医療機関(禁煙外来)受診や治療にかかる費用補助
- ▣ 独自の禁煙デー、禁煙週間を設けている
- ▣ その他

図29. 禁煙支援の取組状況別 事業所規模割合（複数回答可）



高年齢労働者への取組

問17 貴事業所において、高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組を実施していますか。(複数回答可)

高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組状況として、事業所全体で最も多かった状況は、「取り組んでいない」で80%であった。また、全ての事業所規模で「取り組んでいない」と回答した割合が最も高かったが、対象者がいないため、取り組んでいないと回答している事業所も含まれている可能性がある。その他には、定期的な体調の確認や血圧計の設置などが挙げられた。

図30. 事業所規模別 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組状況(複数回答可)

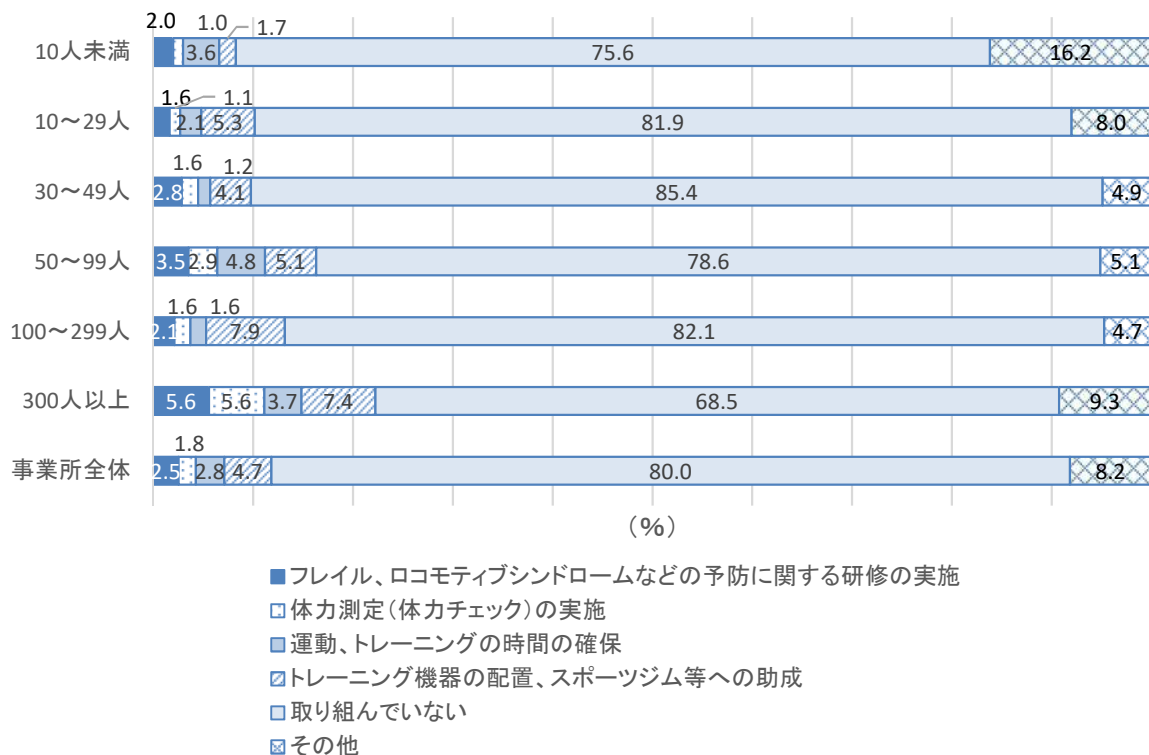
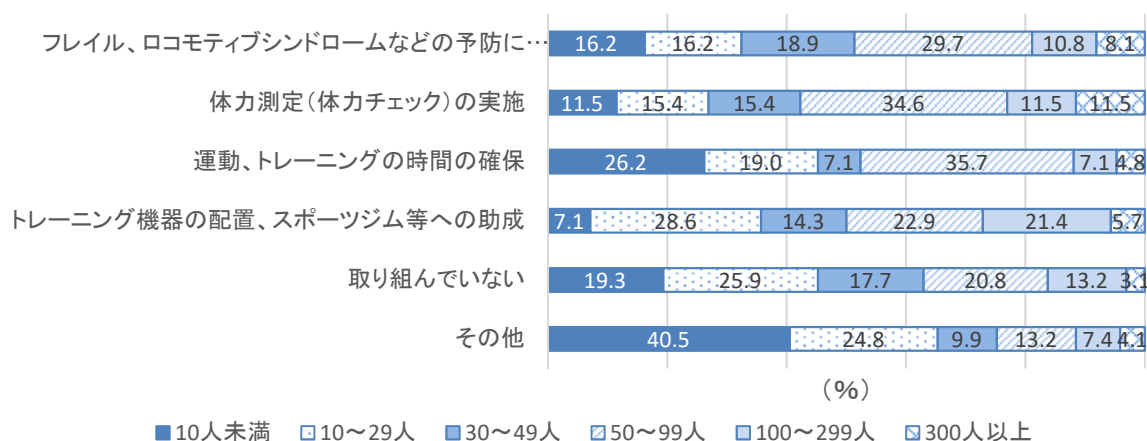


図31. 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組状況別 事業所規模割合(複数回答可)

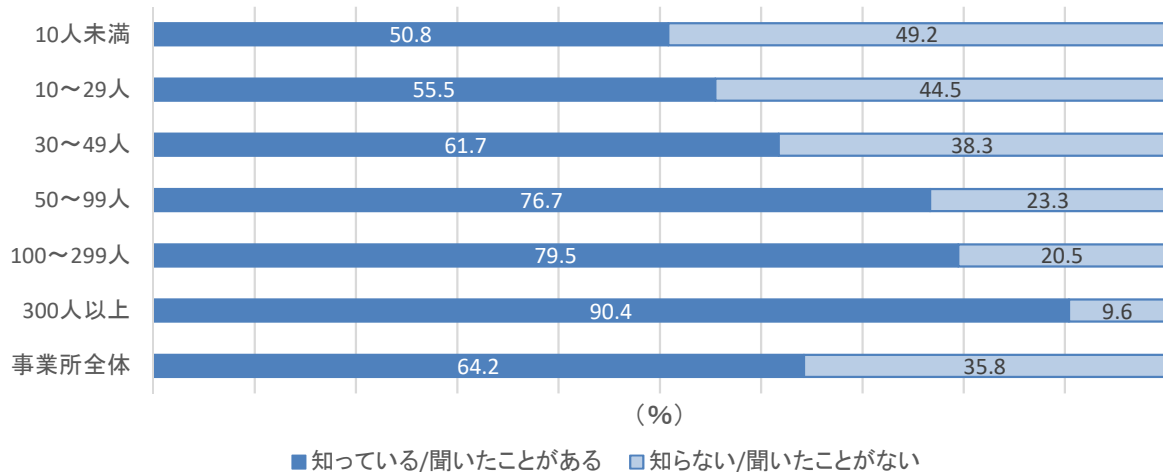


治療と仕事の両立支援

問18 「治療と仕事の両立支援」という言葉を知っていますか。

治療と仕事の両立支援について、治療と仕事の両立支援を「知っている/聞いたことがある」と回答した事業所の割合は、事業所全体で64.2%であり、事業所規模が大きいほど割合が高かった。また、10人未満の事業所では、「知っている/聞いたことがある」と回答した割合は50.8%であった。

図32. 事業所規模別 「治療と仕事の両立支援」の認知度



問19 貴事業所において取り組んでいる、もしくは活用している支援がありますか。(複数回答可)

「治療と仕事の両立支援」に関する支援について、事業所全体で最も多かった内容は、「治療継続者や休職後に復職した方への勤務時間中の通院時間の配慮・仕事の軽減」で48.1%であった。次いで、「特に取組はしていない」で45.5%であったが、対象者がいないため取り組んでいない事業所も含まれている可能性がある。

図33. 事業所規模別 治療と仕事の両立支援の取組内容

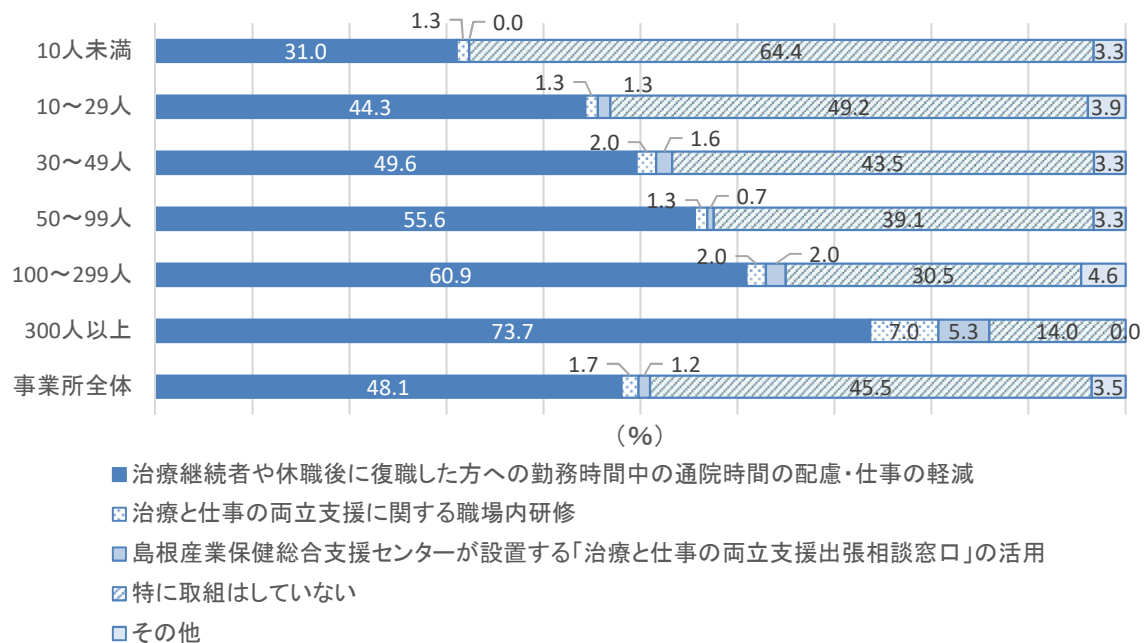
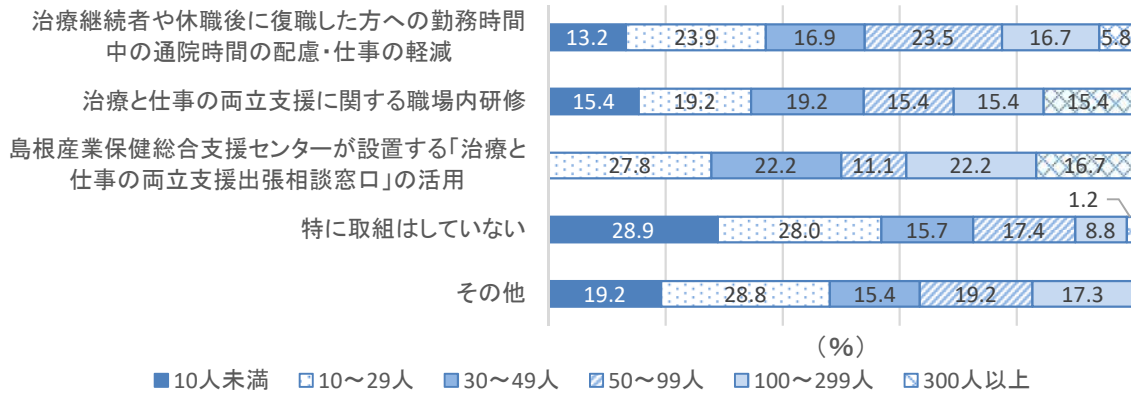


図34. 治療と仕事の両立支援の取組内容別 事業所規模割合



問20 事業所での健康づくりを取り組むにあたり、御意見や御要望がありますか(複数回)

事業所での健康づくりを取り組むにあたっての要望について、最も多かった要望は、事業所全体で「健康づくり担当者への研修会」で33.3%であった。また、全ての事業所規模で最も多かった。その他には、経営トップへの健康経営に関する教育の充実、夜勤者の勤務時間にも対応してもらえる保健指導の支援や検診センターの受け入れ枠の増加等が挙げられた。

図35. 事業所規模別 事業所での健康づくりを取り組むにあたって意見や要望の内容

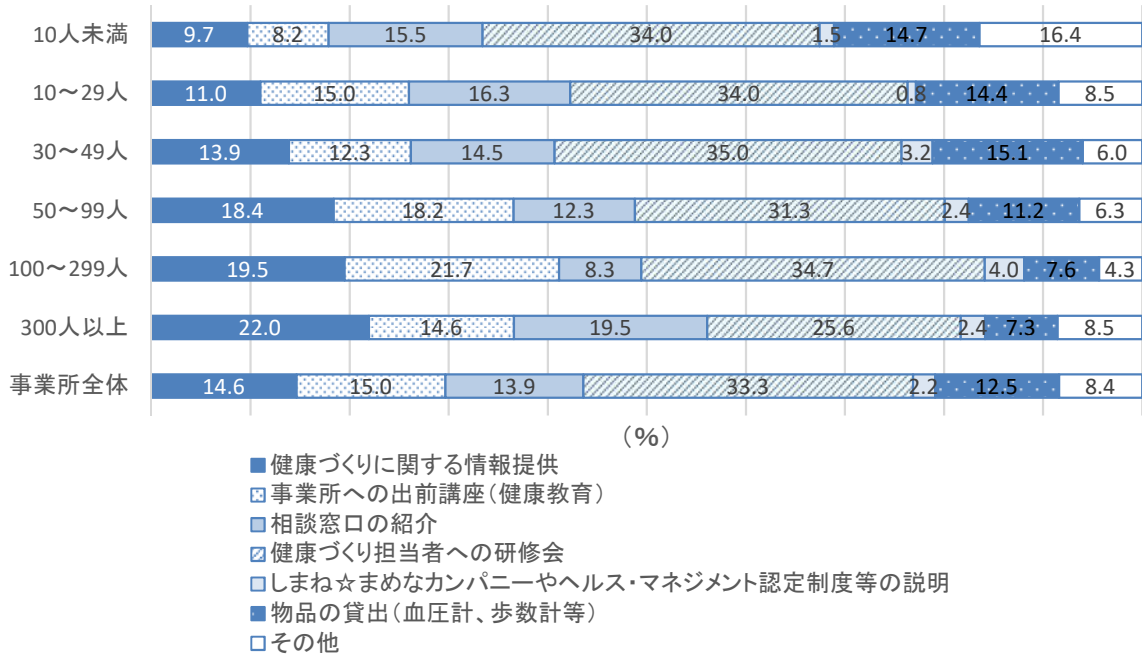


図36. 事業所での健康づくりを取り組むにあたって意見や要望の内容別 事業所規模割合

